とっとり県政だより広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県広告事業実施要綱(平成19年2月16日付第200600171610号鳥取県総務部長通知。以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、鳥取県(以下「県」という。)が発行する広報紙「とっとり県政だより」(以下「県政だより」という。)への広告の掲載を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 県政だよりに掲載する広告の内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがなく、県民に不利益を与えないものとし、要綱第5条の規定によるものとする。

(広告の募集方法等)

第3条 県政だよりの紙面に広告を掲載する権利は、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則11号)の定めに従い、一般競争入札により決定した広告代理店等に一括して売り渡すものとする。

(契約条項等)

第4条 契約条項は、別紙のとおりとし、広告を掲載する掲載位置、規格、内容及びデザインは、募集の都度定め、契約書の仕様書において示す。

附則

(施行期日)

この要領は平成19年12月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は平成28年5月25日から施行する。